

国際自然保護連合

世界自然保護会議 2020 決議 017 :

湿地保全のために水の自然な流れを守る

ラムサール条約が発行した「地球規模湿地概況 2018」が「湿地は 1970 年以来 35%の速さで急速に減少しており、」また「残っている湿地の質も排水、・・・、攪乱された水系、また気候変動のために病んでいる」と述べていることに**留意し**

川の源流から河口を含む沿岸部、また川の本流から氾濫原までを含む水系の攪乱の主な要因がダム、導水路、沿岸または河口域のダム、複式干拓、そして巨大防潮堤を含む水管理インフラストラクチャーの人工構造物であったことを**憂慮し**、

地下水は、降水のないときに河川・湖沼が干上がることをなくして、水の自然な流れの維持にとって欠くことができず、そのことで生物多様性その他の生態系サービスを支えていることを**考慮し**、

そのような人工構造物の建設は、ある人々に短期的な便益をもたらす一方、それらは、自然な水の流れを妨げることによって、河川、氾濫原、及び沿岸部の湿地とその生態系の劣化に至ること、また、このことが、伝統的で持続可能な利用に負の影響を与え、動物相の移動経路を阻むことで、先住民と地域住民の生活を脅かすことに**留意し**、

IUCN 決議 WCC2012_Res.089「ダムと水力発電施設」（2012 年・チェジュ）及びラムサール決議 VIII.2「世界ダム委員会（WCD）報告とそのラムサール条約との関連」（2002 年 COP8・バレンシア）が大規模ダム及びその影響に関する論争を克服するための、WCD をも通した長期にわたる IUCN の努力について述べていること、またラムサール条約は決議 VIII.1「湿地の生態系を維持するための水管理のガイドライン」（2002 年 COP8・バレンシア）、また XII.2「ラムサール戦略計画 2016-2024」（2015 年 COP12・プンタデレステ）を含むその決議とガイドラインの中で、統合的水資源管理（IWRM）によって水の自然な流れを維持することの重要性を繰り返し強調してきたことを**認識し**、

日本の仙台で行なわれた第 3 回国連防災世界会議が、防災において生態系の果たす役割（Eco-DRR）を強調したことを**想起し**

日本とフランスにおけるそれぞれ荒瀬ダム及びヴェザンダムの撤去、韓国政府による河川の再自然化の提案、また、水と生態系サービスを連携させる EU 水枠組指令を含む、最近の努力を**歓迎して**

世界自然保護会議 2020 は以下を決議する

1. 事務局長に対して、生態系管理委員会（CEM）と協力して、河川流域と沿岸域の湿地の喪失と劣化と、水の自然な流れを妨げる人工構造物の建設の現状について、世界湿地概況から焦点を当てるよう**要請し**；
2. 事務局長に対して、環境・経済・社会政策委員会（CEESP）と協力して、IUCN プログラムが、確実に、残っている水の自然な流れを守り、また洪水緩和と炭素隔離のための自然に基づく解決法として湿地生態系の機能を回復し、湿地生息地をすい進すると共に、水の自然な流れとその連続性を守り、回復することの重要性について対話・教育・普及啓発（CEPA）の活動を推進する**ことをも要請し**；
3. IUCN 世界保護地域委員会（WCPA）に対して、他の利害関係者たちと協力して、湿地生息地の効果的な保護を保証するために、保護区域管理指針を更新することを**要請し**；
4. IUCN 国家会員を含むがそれに限らず、すべての国家、その他の監督官庁に対して、湿地生態系とそれに依存する人々の生活と生計を維持するため、予防原則に基づき、河川及び沿岸域における水の自然な流れを妨げる人工構造物の建設を制御する法制度を検討し、改訂し、実施するよう**促し**；
5. 国際及び各国の NGO 会員に対して、河川・沿岸域・地下水における水の自然な流れと堆積を維持し、改善するために、政府と私企業にむけ、自然に基づいた原理と生態系に基づく減災の考えに基盤を持つプロジェクトを提案するよう**要請し**；
6. IUCN 国家会員を含むがそれに限らず、すべての国家、その他の監督官庁に対して、そのような湿地を復元するため、適切であれば、湿地を破壊した、または水の自然な流れと堆積を止めた人工構造物を取り除き、または変更することを調査するよう**要請し**；
7. IUCN 国家会員を含むがそれに限らず、すべての国家、その他の監督官庁に対して、このような人工構造物を建設するすべての事業の必要性、妥当性と影響について、地域住民と科学者を含む公平な第三者機関の検討を受け入れるよう**要請する**